

これって、
どんな税?!

森林環境保全税

目的	県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を守り育てる意識の醸成を図ります。		
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税（上乘せ）方式		
納税義務者	(個人) 1月1日現在に県内に住所・家屋敷等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等		
負担額	(個人) 年額500円（現行の個人県民税均等割額1,500円に上乘せ） ※令和4年度までの個人県民税均等割額に上乘せします。 (法人) 現行の法人県民税均等割額の5%相当額		
	法人等の区分	森林環境保全税(年間)	現行の均等割額(年間)
	資本金等の額が50億円を超える法人	40,000円	800,000円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	27,000円	540,000円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	6,500円	130,000円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	2,500円	50,000円
	資本金等の額が1,000万円以下の法人、公益法人等	1,000円	20,000円
	※令和5年3月31日までに開始する各事業年度の法人県民税均等割に上乘せします。 ※平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、法人等の区分における「資本金等の額」は、資本金等の額が 資本金と資本準備金の合計額を下回る場合に限り、当該合計額となります。		
税収の 使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急に公益的機能を保全する必要がある森林の整備 (事業例) 人工林に下層植生の自然発生を促すための強度間伐（針広混交林への誘導）の実施など ●県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業 (事業例) 提案方式による森林林業体験企画実施の支援 森林教室、源流探訪、間伐等の作業体験など ●保安林の安全・整備 (事業例) 保安林の間伐、作業道整備の支援 ●竹林の整備 (事業例) 放置竹林の伐採・植栽、人工林へ進入した竹の駆除などの支援 ●森林景観対策 (事業例) 自然公園等の周辺の景観と森林の公益的機能の維持向上のため、枯損木の伐採等を支援 ●再造林による森林再生 (事業例) 二酸化炭素吸収能力の低下した高齢林の若返り等を図るための再造林を支援 		

この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

森林環境保全税（個人）

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	管理担当	(0857)20-3503	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (鳥取県東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	管理担当	(0858)23-3102	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	管理担当	(0859)31-9602	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 (西部総合事務所内3階)
鳥取県西部県税事務所日野支所	税務担当	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター1階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

森林環境保全税（法人）

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3515	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (鳥取県東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3109	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	事業税担当	(0859)31-9622	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 (西部総合事務所内3階)
鳥取県西部県税事務所日野支所	税務担当	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター1階)
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220